

建設工事等に係る最低制限価格制度の改正について

令和 4 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事等から、以下のとおり最低制限価格制度の取扱いを改めます。

適用時期

令和 4 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

最低制限価格の改正内容（下線部分が変更）

最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者は失格となります。

(1) 建設工事

【予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の算出の基礎となった次の合計額（千円未満の端数を切り捨てる。）】

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90%

+ 一般管理費等 × 68%

【上限額及び下限額】

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 92%～75%

(2) 測量等コンサルタント業務

【業種ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の算出の基礎となった下表 から までの合計額（千円未満の端数を切り捨てる。）】

業種区分				
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

【上限額及び下限額】

測量業務

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の82%～60%

地質調査業務

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の85%～2/3

その他

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の80%～60%

詳しくは、「長洲町建設工事等に係る最低制限価格制度実施要綱」を参照下さい。

【計算例】 工事の場合

設計内訳 税抜き

直接工事費	4,933,239 円
共通仮設費	630,000 円
現場管理費	1,642,000 円
一般管理費等	1,006,571 円

最低制限価格等の算出式に金額をあてはめます。(1円未満は切り捨て)

直接工事費	$4,933,239 \text{ 円} \times 0.97$	$= 4,785,241 \text{ 円}$
共通仮設費	$630,000 \text{ 円} \times 0.90$	$= 567,000 \text{ 円}$
現場管理費	$1,642,000 \text{ 円} \times 0.90$	$= 1,477,800 \text{ 円}$
一般管理費等	$1,006,571 \text{ 円} \times 0.68$	$= 684,468 \text{ 円}$

4つの金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てる。

$$4,785,241 \text{ 円} + 567,000 \text{ 円} + 1,477,800 \text{ 円} + 684,468 \text{ 円} = 7,514,509 \text{ 円} \quad 7,514,000 \text{ 円}$$

必ず千円未満の端数を切り捨て千円単位とします。税抜きで計算します。

算出された額が予定価格(税抜き)の75%~92%の範囲内であれば、この金額

7,514,000 円を最低制限価格として決定します。